

22. 構成員登録規程

2020年4月1日
規 第22号

第1章 総 則

(目的)

第1条 一般社団法人日本バトン協会（以下「本協会」という）の定款並びに会員組織規程に定める団体会員の一員として本協会の行う事業に参加する場合は、構成員として登録しなければならない。

(構成員の定義)

第2条 構成員は本協会の定める所定の手続きを経て登録することができる。

2 団体の連絡責任者が構成員の登録・管理を行わなければならない。

3 構成員登録は原則1団体とする。但し、学校区分と一般区分の2つの団体に構成員登録をすることが出来る。

4 学校区分の団体の構成員は、その学校の在學生のみとする。

5 一般区分の団体の構成員は、その団体の在籍者のみとする。

第3条 構成員は構成員管理費として年間1,000円を納入し、複数登録構成員は2団体の構成員管理費を納入しなければならない。

(遵守事項)

第4条 構成員は、本協会が定めるすべての規約に従わなければならない。

2 構成員は、本協会の信用を損ない品位を失う行為はしてはならない。

第2章 登録手続き

(登録の手続き)

第5条 本協会の定める所定の手続きを行う。

(1) 新規申請 新たに所属する団体への構成員の登録

(2) 継続申請 前年度自団体に登録されていた構成員の登録

(3) 削除申請 同年度内に自団体より構成員の削除を行う申請

(4) 移動申請 同年度内に他団体より構成員の移動を行う申請

(登録期間)

第6条 登録期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 前項に関わらず、当該年度の登録申請は随時可能とする。

(登録日)

第7条 登録申請終了後、構成員管理費の納入日が登録日となる。

(遵守事項)

第8条 登録申請にあたっては、氏名、性別、生年月日、を届け出るものとする。

第3章 大会・講習会の参加資格

(国内外の大会参加資格)

第9条 構成員は、本協会が公認する国内外の大会に参加することができる。

(講習会参加資格)

第10条 構成員は、本協会が公認する講習会に参加することができる。

第4章 個人情報

(登録構成員の個人情報)

第11条 構成員の個人情報は本協会の個人情報保護方針に従い取り扱うこととする。

2 構成員から取得した個人情報は構成員の管理、競技会に関する情報の発信・公表、パ
トントワーリングに関する必要な連絡などに利用することができる。

(改正)

第12条 本規程の改正は、理事会の決議を経て改正することができる。

(附 則)

本規程は、2018年4月1日から施行する。

本規程は、2018年6月2日から変更し同日より施行する。

本規程は、2020年4月1日から変更し同日より施行する。